

5. 学びの保障につながる

(1)-1 臨時休業時の学びの保障

1. かわさき GIGA スクール構想で実現する

臨時休業中における学びの保障の基本的な考え方とガイドライン

令和2年6月5日、文部科学省は「『学びの保障』総合対策パッケージ」を示しました。その中で、ICT活用によるオンライン学習の活用が謳われています。令和2年度、川崎市では各学校の取組を支援する形で、オンライン指導に関するガイドランや手順を作成し、示してきました。全ての市立学校の高速大容量のネットワーク整備と小・中・特別支援学校に1人1台分の端末が導入されれば、義務教育段階でのオンライン指導ができる環境が整い、どの学校でも端末を利活用した「学びの保障」が可能となります。

(1) 臨時休業中における学びの保障の基本的な考え方

① 3日程度の臨時休業の場合

ミライシードのドリルパーク（放課後用）の活用が考えられます。（2-（2）各教科等での活用例 参照）

② 1週間以上の臨時休業の場合

以下のモデルを基本とし、児童生徒の健康状態に配慮しながら実態に合わせて各学校で取組を検討します。

臨時休業中における学びの保障の基本モデル例

8:30～8:45	Meet の接続確認、朝の会 各教科 Classroom に課題を提示しておく
9:00～9:45	Meet と Classroom を使った国語の学習指導（午後の学習に向けた課題提示）
10:00～10:45	Meet と Classroom を使った数学の学習指導（午後の学習に向けた課題提示）
11:00～11:45	Meet と Classroom を使った理科の学習指導（午後の学習に向けた課題提示）
13:00～	各教科の教諭への Meet を用いた学習相談（課題に対して質問のある希望者） 課題を Classroom やミライシードで提出

○家庭に端末がない場合は、端末を持ち帰るようにします。（Wi-Fi 環境のない家庭にはルーターを貸与する）

(2) ICT を活用した学びの保障に関するガイドライン

○2川教総セ第976号「教育のオンライン利用に伴う情報セキュリティについて」で示した「教育のオンライン利用に伴う情報セキュリティに関するガイドライン」に準じた活用とします。

○オンライン利用のチェックリストを活用し、セキュリティに十分配慮して取り組むようにしてください。

○年度初めにオンライン利用について同意書を取ります。学校長の責任の下、個人情報、著作権、肖像権に十分注意をして行ってください。

教育のオンライン利用に伴う情報セキュリティに関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、教育委員会や各学校が情報セキュリティに十分留意して、双方向の Web 会議システムや単方向の動画配信等、オンラインを適切に利用して教育活動に取り組むための指針とする。

2 オンライン利用について気を付けること

(1) 発信者（各学校、教育委員会等）

①動画内容及び配信については、管理職の責任のもと行うこと。

②肖像権に配慮すること。

これまで肖像権の許諾を得て使用していたものでも、オンラインでの利用が前提にない場合は改めて許諾を得る必要がある。顔へのぼかしや音声のみでも肖像権の侵害に当たることがある。必ず、どのような条件下で行うのかということを明記し、対象者から同意を得ること。（対象者とは例えば児童生徒の保護者）

③著作権に留意すること。

4月28日施行の「改正著作権法（第35条）」により、今年度に限り著作権者の利益を不当に害することのない限定公開によるインターネット配信が可能となっている。不当に利益を害していないか、留意すること。

④個人情報を出さないこと。

- ・名札を外す等、第三者に個人を特定できないようにすること。
- ・映り込みに配慮する児童生徒は、例え同意書があっても個人が特定できないように注意すること。

⑤インターネットの特性（非対面性、公開性、記録性等）に配慮すること。

- ・発信した情報は広く世界に公開され、インターネット上から削除できるものではないという認識の上、判断して発信すること。
- ・例えば動画視聴用の「URL」や「ID」「パスワード」等は、公開先を限定すること。
- ・受信者に「転送したり、教えたりしない」「録画、録音をしない」等の文言を入れて周知すること。

⑥オンラインサービスの「利用規約」を確認すること。

⑦使用する端末は原則として所属内のものとし、ソフトウェアについて、次のことに気を付けること。

- ・パスワード機能を有したソフトウェアを使用すること。
- ・ソフトウェアのセキュリティ機能は、最大限有効に使用すること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップ、セキュリティパッチが最新かどうか使用前に確認すること。
- ・最新版ではないソフトウェアは使用しないこと。

(2) 受信者（保護者、教職員等）

次の点を周知し、受信者の同意のもと行うこと。

- ・個人情報や肖像権等保護の観点から、録音、動画撮影やスクリーンショット機能等による記録及び保存はしないこと。
- ・動画視聴用の「URL」や「ID」「パスワード」等を転送したり他人に教えたりしないこと。

(3) 双方向のオンライン利用（Meet や Zoom 等の Web 会議システム）において気を付けること

- ・背景の映り込みや参加時の服装に配慮すること。
- ・Zoom を利用の際は、不特定多数の参加を防ぐため「待機室」を有効化すること。
- ・対象学級において1人でも同意が取れていない場合や肖像権・著作権・個人情報を完全に留意することができない場合は、Web 会議システムを利用して授業等を公開しないこと。

(4) 単方向のオンライン利用（YouTube 等の動画配信）において気を付けること

- ・公開の方法に配慮すること。※YouTube の公開設定は、「限定公開」とすること。
- ・YouTube への動画のアップロードは研修目的では行わないこと。

3 その他

- ・アカウント取得や新たな目的でオンラインを利用する際には総合教育センター情報・視聴覚センターに届出書を提出し、目的に合わせた「アカウント運用ルール」「アカウント運用ポリシー」を作成すること。
- ・実施後、報告書を総合教育センター情報・視聴覚センターまで送付すること。
- ・オンライン利用のチェックリストでガイドラインの内容を確認すること。

※本ガイドラインは、「川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」及び「SNS 等の業務利用に関するガイドライン」、「令和2年度『オンライン指導』に関するガイドライン」をもとに作成した。

オンライン利用のチェックリスト

チェックした日：令和 年 月 日 記入者名（ ）

チェック レ	チェック項目	5分でわかる 情報教育Q&A 第13版 該当ページ
	① オンライン上に映り込む児童生徒や保護者に、内容を伝え、情報掲載の同意を得た。（同意書を取った。）許諾を得ていない場合、音声や顔のぼかしも肖像権を侵害することを認識している。	p. 53 65
	② 名札を外すなど、第三者に個人が特定できないよう配慮をしている。映り込みに配慮する児童生徒も確認できている。	p. 53 65
	③ 「改正著作権法（第35条） [*] 」を確認した。著作権の利益を不当に害することはない。 <small>※改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。</small>	p. 59 60. 61 63. 65
	④ URL や ID、パスワード等は、公開先を必要な相手のみ限定している。受信者に、動画視聴用の「URL」や「ID」「パスワード」を他人に教えないことを伝えた。	
	⑤ 受信者に、録音や動画撮影、スクリーンショット機能による記録や保存等はしてはならないことを伝えた。万一、録音や動画撮影、スクリーンショット機能による記録や保存等が行われインターネットに公開されてしまった場合、完全には削除できないことを認識している。	p. 57
	⑥ 利用するオンラインサービスの利用規約を確認した。	
	⑦ 利用するソフトウェアは最新でセキュリティ面に配慮したものである。	
	⑧ 所属場所の端末を使用している。	
	⑨ 【双方向】Zoom を利用する際は、「待機室を有効化」した。 【単方向】YouTube を利用する際は、公開設定を「限定公開」にした。	
	⑩ アカウントを取得した際は、アカウントの運用ルールや運用ポリシーを作成し、総合教育センター 情報・視聴覚センターに「オンライン利用」届出書を出した。 また、実施後、総合教育センター 情報・視聴覚センターに報告書を提出する予定である。	

川崎市では、令和3年度について授業目的公衆送信補償金を支払っており、改正著作権法第35条における「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することができるようになっていきます。また、次のような意向確認書を年度初めに取ることで、教育活動におけるオンライン利用を行えるようになります。

令和3年 月 日

保護者様

川崎市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

教育活動におけるオンライン利用についての意向確認書(文例)

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。今年度、学校では、感染症予防及びGIGAスクール構想の実現の観点から、教育活動において制作した動画の配信やオンライン指導を行う予定がございます。以下の点について同意をお願いし、意向を確認させていただきます。きりとり線で切り離れた上で、〇月〇日までに担任へご提出ください。

《同意いただきたいこと》

- (1) お子さんの映像（授業中の様子やノート等）及び音声（発言）を収録すること。
- (2) (1) で収録した映像及び音声を、個人情報等に配慮して編集をし、学校説明会等で、YouTube等を利用して限定公開で動画配信をすること。
- (3) Zoom や Google Meet 等を利用した双方向のオンライン指導や、授業配信等でお子さんが映り込むこと。

《教育活動におけるオンライン利用に際して学校が遵守すること》

- ①視聴者に対し、配信した動画の録画を禁止します。
- ②撮影及び編集過程において、個人情報の保護等に十分配慮いたします。
- ③その他、定めのない事項が生じた場合には、学校において個人情報保護に配慮して適切に対応いたします。

..... きりとり

() 学校長 様

教育活動におけるオンラインの利用に際して、以下の点について、

同意します ・ 一部同意しません ・ 全て同意しません

いずれかに〇をつけてください。

「一部同意しません」を選んだ場合、その理由とともに同意しない内容をお書きください。

令和 年 月 日

学年・組・番号

年 組 番

児童/生徒 氏名

保護者 氏名

(1)-2 臨時休業時の学びの保障に向けた端末・ルータ貸出について



1. 臨時休業時の学びの保障の手順について

情報・視聴覚センターが行う学習環境整備の大まかな流れについて次のようにお願いいたします。

「臨時休業」決定後に、オンライン指導を実施する意向がある場合は、情報・視聴覚センターに連絡をお願いいたします。



(2)-1 旭町小学校の取組【モデル校】

1. 情報活用能力の育成

2018年に川崎市で行われた全日本教育工学研究協議会全国大会の会場校として公開授業を行いました。問題解決的な学習の質を向上させるために、その基盤としての情報活用能力を育成する必要があることから、「情報活用能力・学年段階表」を作成し、研究を推進しました。また、ICTの効果的な活用として、次の7点を見出しました。

- ・子どもの興味・関心を高める
- ・既習を振り返る
- ・子どもの気付きを全体で共有する
- ・子どもの学習活動を提示する
- ・試行錯誤する
- ・複数の情報を収集する
- ・友達の表現を比較したり関連付けたりする

これらは、GIGAスクール構想における効果的な端末の活用を考えると、にも有効であると考えます。旭町小学校は、全国大会後も、情報活用能力の育成を学校教育目標の重点に掲げて、情報チェックリストを活用し、授業改善を進めています。

●情報活用能力・学年段階表



2. 1人1台端末環境でモデル授業

Windows機ではありませんが、1人1台端末環境をつくり、かわさきGIGAスクール構想のモデル授業を始めました。他校から多数の先生が訪れ、ミライシードやG suite for Educationを用いた授業を参観しました。子どもたちは「友達の発表を聞くときに、画面が共有されるからわかりやすい」「コピーして貼り付けられるから便利」と、端末を活用したよさについて述べていました。



(2)-2 小杉小学校の取組【モデル校】

1. 臨時休業中にいち早くオンラインを利用

臨時休業中にいち早くオンラインを利用し、「児童と担任がつながる日」を設けた小杉小学校。開校当時から学校だよりにパスワードをかけてホームページで配信したり、授業の中で1人1台のコンピュータ端末を活用した授業をしたりしてきました。他校から参観者が訪れ、「児童と担任がつながる日」の取組は、川崎市内の各学校のオンライン指導の参考になりました。学校再開の後も、保護者とつながる手段としてビデオ会議ツールを使う取り組みも行いました。

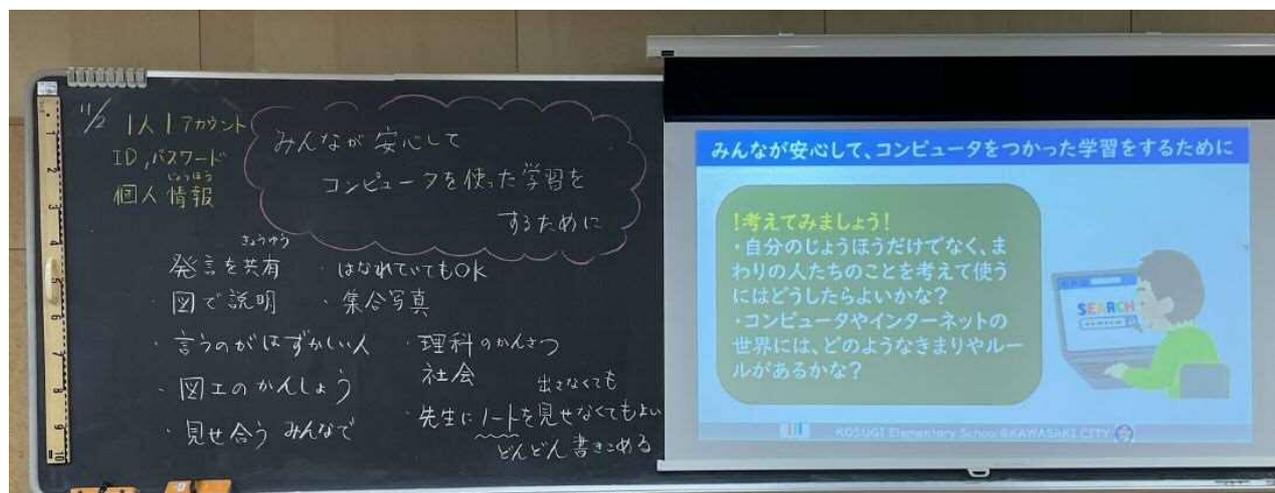


2. 3つの学校目標の実現に向け、新しいツールとして導入

GIGAスクール構想の実現に向け、端末は鉛筆やノートと同じツールであるとして、それを授業に溶け込ませることを大切にしている取組を進めています。また各学年で次のように重点を定め、授業の中で端末を使っています。

- 1・2年生は「ふれる・遊ぶ・慣れる」
- 3・4年生は「慣れる・タイピングスキル」
- 5・6年生は「活用・タイピングスキル」

3年生では、キーボード入力になれるよう、朝自習や単元末テストなどが終わった後などの時間を有効に活用しながら、継続的にタイピング練習を行っています。また、インターネットを使った学習をする上でのルールについて話し合いました。先行導入したミライシードを活用した授業にも取り組んでいます。



(2)-3 今井中学校の取組【モデル校】

1. 道徳科「ミライシード」を活用した実践

(1) ICTの活用の良さを、教職員間全員で共有した取組

今井中学校では、かわさき GIGA スクール構想実現の準備として、令和2年度から学校全体で「ミライシード」を活用した授業実践に取り組みました。

職員間で確認した、ICT活用のメリット・デメリットをもとに、生徒の思考を深める授業づくりを「道徳科」で進めました。



今井中学校のICT活用の取組◎

- ①誰もがイメージしやすい教材提示
- ②一人ひとりの反応や考えを即時に把握
- ③双方向的に授業を進め
- ④より議論を活性化させる
- ⑤生徒の思考を深める授業

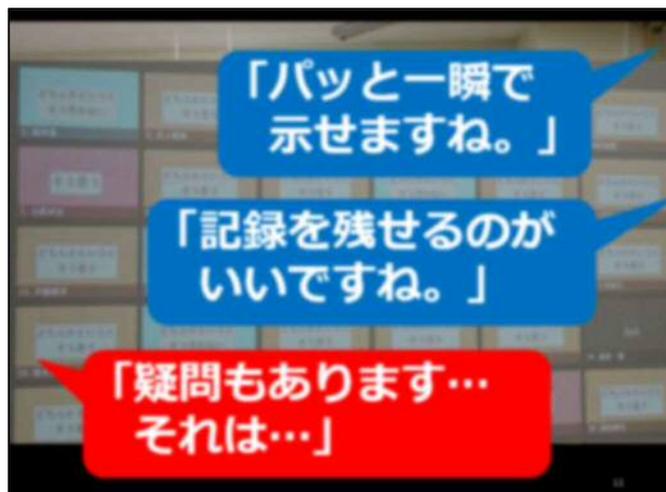
(2) ICTの活用の良さについて

「ミライシード」を活用して授業を進めると、次のような2つの良さが共有されました。

- ①瞬時に情報が共有できる点
- ②記録を活かせる点

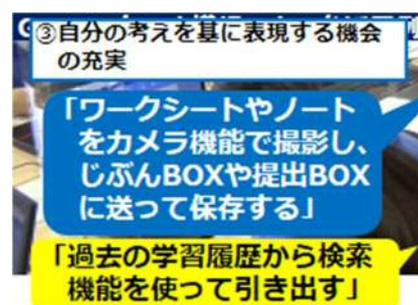
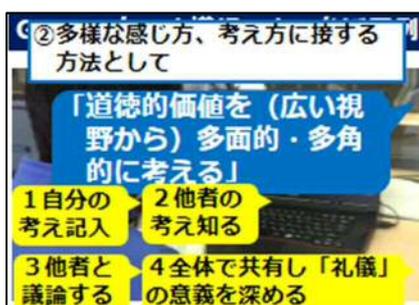
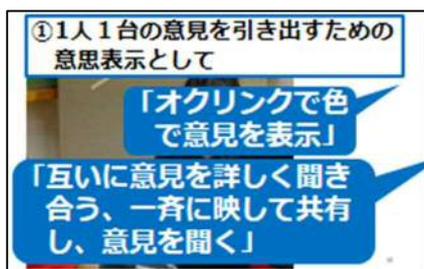
特に、全体の意見を瞬時に把握できることで、教師がより意図をもって指名できるようになり、授業の展開を効果的に進めることができました。一方で、次の2つの点が課題となりました。

- ①視覚的効果は大きいが強すぎないか
- ②名前が表示されることに配慮が必要か



(3) ミライシードの活用を通じた「道徳科」として有効だった点

次の3つの点についての効果が授業者の実感として感じられました。



何事も「まず実践！」失敗を重ねながら1つ1つ効果を実感し、より効果的な手立てを見つけました。

(2)-4 川崎高校附属中学校の取組【モデル校】

1. 臨時休業時の双方向のオンライン指導



(1) ICT を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的な実践例として

附属中学校では、緊急事態宣言下での臨時休業時に4月には家庭学習の連絡等を行っていました。その間に、双方向性のある ICT 活用ができないかと職員間で試行錯誤を重ねて、本格的に5月からオンラインによる授業をスタートしました。

学年ごとに、時間割を組み、家庭学習と関連したオンラインによる授業を実践していました。

附属中学校の取組	
取組状況	
○時期：	5/11～
○時間：	40分を1単位時間として実施
○回数：	
1年	月～金 6時間ずつ
2年	週3回 1時間ずつ
3年	月～金 2時間ずつ
○家庭学習の課題と関連させながら、各教科で授業を行う。	

附属中学校の取組						
1年生の取組						
ある日の時間割						
	1	2	3	4	5	6
1-1	学活	社会	国語	数学	理科	英語
1-2	学活	美術	社会	国語	数学	英語
1-3	学活	英語	美術	社会	国語	数学
○各教室で教科担任が入れ替わりながら実施						
○時間は40分程度						

(2) 双方向性のあるオンライン指導の効果について

オンライン指導には、必ずチームで取り組みました。一人の先生が授業を進め、もう一人の先生が出席を確認していきます。オンライン指導の効果については、次のような生徒からの感想がありました。「先生の顔が見えて、安心した。」「友達に会えてうれしい。早く学校に行きたい気持ちになった。」「みんながいたほうが、勉強が進む。課題に1人で取り組むのは苦しかった。質問できるのもいい。」



(3) オンライン学習の課題

オンライン学習については、次の点が課題としてあげられました。

- ① 機材の準備（実物投影装置で回避）
- ② 学習内容の精選が必要（時間がかかる）
- ③ 対面に勝るものはない。右に示したような、ステップが大事。

